

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

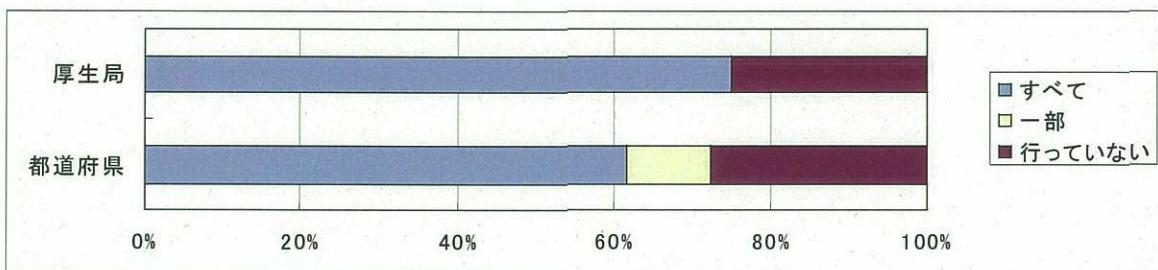
(1) 委託・実施状況

① 厚生局の状況

養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務を「すべて都道府県に委託」している厚生局は6件（75.0%）となっており、2件（25%）の厚生局はすべて自ら実施している。

② 都道府県の状況

養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務について、「すべて又は一部の委託を受けている」都道府県は34件（72.3%）となっている。



(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

① 都道府県の状況

養成施設の指定又は取消しに係る調査を厚生労働大臣の事務とすることについて、すべて47件（100.0%）の都道府県が「賛成」としている。なお、2件（4.3%）の都道府県が「賛成」としながら「問題あり」とし、その理由として、

- ・養成施設の実態把握が困難となる
- ・養成施設の指導が必要な場合に直接できない

をあげている。

② 厚生局の状況

厚生局においては、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）となっており、その理由として、

- ・厚生局はブロック機関であり、また、都道府県に支所を持たないため指定審査に手間がかかる
- ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
- ・都道府県等の養成施設担当部局の原因が予想され、都道府県等の反発が予想される
- ・業務量の増加により支障が出る

をあげている。

